十五　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三四の項を次のように改める。

34	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

52	削除

第一項の表五七の項を次のように改める。

57	削除

十六　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七八の項を次のように改める。

78	削除

十七　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九五の項を次のように改める。

95	削除

第一項の表一〇三の項を次のように改める。

103	削除

第一項の表一〇八の項を次のように改める。

108	削除

第一項の表一一二の項を次のように改める。

112	削除

第一項の表一二六の項を次のように改める。

126	削除

十八　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

十九　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第一項の表九八の項を次のように改める。

98	削除

第二項の表一一の項中「北緯35度39分35秒東経139度43分45秒」を「北緯35度39分36秒東経139度43分46秒」に改め、同表一三の項を次のように改める。

13	削除

二十　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

二十一　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

二十二　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

第四項の表五三の項を次のように改める。

53	削除

二十三　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

二十四　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表六七の項を次のように改める。

67	削除

第四項の表一一〇の項及び一一一の項を次のように改める。

110	削除
111	削除

二十五　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三二の項を次のように改める。

32	削除